

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シリア	地方都市廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	地方都市廃棄物処理機材整備計画を実施するために必要な 1. 車両及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の車両の操作指導に必要な役務の供与	583,000 千円 H19.3.31まで	H18.6.22 ダマスカ スで (同日)	日本側 林 梓在シリア大使 シリア側 ヒラール・アブル ・アトラシエ地方自治 ・環境大臣	H18.7.10 401号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。